

専門教育科目

講義科目

基本/OCR

授業科目名	労働保険徴収法	科目コード	配当年次	単位
担当教員	大宮 敏彦	FV54	2	2

科目の概要

労働保険徴収法は、労働者災害補償保険と雇用保険の適用・徴収事務の合理化・簡素化により、事業主の事業負担の軽減を図ることを目的として制定されている。したがって、両者の保険料徴収については、この労働保険徴収法でまとめて規定されている。

本科目では、「保険関係の成立及び消滅と労働保険の適用」「労働保険料の具体的な計算」「概算保険料・確定保険料の申告・納付手続き」「印紙保険料」「労働保険事務組合」「不服申し立て」などについて学習する。

科目の到達目標

- ①労働保険（労災保険及び雇用保険）の保険料の納付の仕組み（計算方法、申告納期限日等）を中心に、労働保険料の全般にわたる知識を習得することができる。
- ②年度更新（各事業所において、前年度の確定保険料と当該年度の概算保険料を申告納付する手続き）の手続きに係る実務的な対応力を養成できる。

テキスト 『労働保険徴収法』安全衛生普及センター

テキストの読み方

- ①テキスト構成は、法律条文をベースとした「解説」が中心になっており、この解説を理解することで、労働保険料についての基礎知識を習得するように努めること。
- ②テキストに収録されている「過去問」で出題されている応用問題に取り組むこと等によって、労働保険料の計算方法、納付期限日の特定等、実務力の養成を図るようにすること。

単位修得の方法

レポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、2単位を修得できる。